

民事訴訟の結果について（報告）

呉市が被控訴人となっていた民事訴訟について、令和6年3月21日に広島高等裁判所において判決の言渡しが行われ、相手方（第1審原告、第2審控訴人。以下同じ。）の請求は、棄却されました。

また、相手方が上告期限までに上告しなかったため、呉市の勝訴が確定しました。

1 事件番号等

(1) 第1審 広島地方裁判所

令和5年（ワ）第163号 呉市等に対する債務不履行等による損害賠償等請求事件

(2) 第2審 広島高等裁判所

令和5年（ネ）第324号 呉市等に対する債務不履行等による損害賠償等請求控訴事件

2 相手方

呉市在住の個人

3 事件の概要

相手方は、「呉市上下水道局は、過去に自分に関わる公用文書の偽造をほう助した。また、条例違反をした施工業者に対して適切な行政指導を行わなかったため、工事の瑕疵等により、設備の故障などの損害が生じた。また、自分に対して何ら説明や問合せをすることなく停水予告状を送り付け、自分の所有する建物における業務を停止せざるを得ない状況に追い込もうとした。また、呉市総務課長は、自分と呉市との間の別件訴訟における和解条項を遵守せず、債務不履行により損害を生じさせた。」などと主張し、呉市に対し、損害賠償及び慰謝料として200万円及びこれに対する令和5年2月16日から支払済みまで年5分（第2審において年3分に変更）の割合による金員の支払を求め、提訴したものです。

(1) 第1審

広島地方裁判所において、令和5年11月17日に判決の言渡しが行われ、呉市が勝訴しました。相手方は、この判決を不服として、控訴しました。

ア 判決主文

- (ア) 原告の請求を棄却する。
- (イ) 訴訟費用は原告の負担とする。

イ 判決の要旨

- (ア) 本件訴訟に提出された全証拠によっても、被告（上下水道局）が本件氏名欄の署名を偽造した（公用文書を偽造した）事実は認められない。
- (イ) 仮に本件工事に瑕疵が存在していたとしても、被告（上下水道局）が行政指導を行っていたら、これが回避できたか否かも全く明らかではない。したがって、原告の主張はその前提を欠くため、理由がない。
- (ウ) 原告は、本件水道料金の口座振替を自ら停止し、本件水道料金を支払わなかったのであるから、被告（上下水道局）がその支払を求めるとともに、支払がない場合には給水を停止する内容の停水予告状を送付することは当然であって、これを違法であると認めるべき事情はない。
- (エ) 別件訴訟の和解条項は、原告と被告（呉市）の間の努力義務を定めたいわゆる道義的条項であると解されるのであって、これを根拠として被告（呉市）に債務不履行責任が生じるとする原告の主張には理由がない。
- (オ) よって、原告の請求には理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

(2) 第2審

ア 判決主文

- (ア) 本件控訴を棄却する。
- (イ) 控訴費用は控訴人の負担とする。

イ 判決の要旨

- (ア) 被控訴人の債務不履行又は不法行為は認められず、控訴人の請求は理由がないと判断する。
- (イ) 被控訴人（上下水道局）に利害関係者の署名が本人のものであり、真に同意を得ているかどうかまで確認する義務があるとはいえず、また、同意書に当該利害関係者の氏名の記載があるからといって、直ちに被控訴人（上下水道局）が個人情報を提供したと認めることはできず、他にこれを認めるに足りる証拠もない。以上によれば、控訴人の各主張はいずれも採用できない。
- (ウ) 控訴人が本件において請求している損害は、被控訴人（上下水道局）の行政指導により損害の発生を回避できたと認めるべき証拠はなく、控訴人の主張は理由がない。
- (エ) 被控訴人（上下水道局）において、控訴人の主張する事情を認識して停水予告状を送付しない義務があったとはいえないし、停水予告状の送付により、賠償すべき損害が控訴人に生じたとも認められないから、控訴人の主張には理由がない。

- (オ) 別件訴訟の和解条項は，控訴人と被控訴人（呉市）の間の努力義務を定めたいわゆる道義的条項と解され，何らかの法的義務が生じることは認められず，被控訴人（呉市）が控訴人主張の債務を負っているとはいえないから，控訴人の主張には理由がない。
- (カ) よって，控訴人の請求は理由がないからこれを棄却した第 1 審判決は相当であって，本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし，主文のとおり判決する。